

かばいおいしか! 9

一緒に守ろう

気づいて! 口の中から見える児童虐待

子どもの笑顔



虐待のシグナル

- * たたく音や叫び声が聞こえる
- * 衣服や身体がいつも極端に汚れている
- * 不自然な傷が多い、打撲のあとがある
- * 表情が乏しい
- * おどおどしている
- * 身体に触られることを異常に怖がる
- * 親を避けようとする
- * 常におなかをすかせ、食べさせようとする
隠すようにしてがつがつ食べる
- * 落ち着きがなく乱暴になる
- * 不自然な時間の徘徊が多い、
夜おそくまで一人で遊んで
いる
- * うそ、万引き、家出などの問
題行動をくり返す
- * 年齢にそぐわない性的な言
動がある
- * むし歯の放置



(佐賀県庁ホームページより一部改編)

虐待が疑われるような状況を連絡(通告)することは、子どもを守るためにもので、「守秘義務」違反にはなりません。

佐賀県の児童相談所における 児童虐待に関する相談件数等

● 虐待に関する処理件数の推移●



「あなた」の実行が 子どもを守る

子どもを虐待から守るためにには、親の立場よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに最寄りの児童相談所や福祉事務所に連絡(通告)してください。



児童相談所 全国共通ダイヤル
TEL.0570-064-000
佐賀県中央児童相談所
TEL.0952-26-1212

365日
24時間
対応

子どもを虐待から 守るために5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
通告は義務＝権利
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳
子どもの立場で判断
- ③ ひとりで抱え込まない
あなたにできることから即実行
- ④ 親の立場より子どもの立場
子どもの命が最優先
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる
特別なことではない

佐賀県歯科医師会 発行

〒840-0045 佐賀県佐賀市西田代2-5-24
TEL.0952-25-2291 FAX.0952-22-7586
e-mail kensikai@po.bunbun.ne.jp
<http://www.saga-dental.or.jp>



虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。
子どもを虐待から守るためにできることは「あなた」と「関係機関」の連携です。「あなた」の実行が、子どもを虐待から守ります。

社団法人 佐賀県歯科医師会

児童虐待とは…

身体的虐待

なぐる、ける、やけどを負わせる、溺れさせるなど



性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱いなど



ネグレクト

家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、むし歯の放置など



これも児童虐待に当たります

- * 保護者以外の同居人による虐待を放置すること(ネグレクト)
- * 子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと(心理的虐待)

「あなた」がネットワークの一員です

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。

常に子どもを中心と考え

「あなた」も「関係機関」と連携を図りながら
「あなた」の役割を実行してください。

医療放棄・育児放棄(ネグレクト)を受けている子どもたち(とくに乳幼児)は、むし歯を放置していて歯科治療を受ける機会が少ない。ただし、乳幼児健診や保育所・幼稚園、学校の歯科健診で発見されることが多い。

健診や治療では、意識を持って子どもたちと接して、何かあれば市町村の福祉課、学校や保健所に速やかに連絡することが大切です。

児童相談所・福祉事務所

保育所・幼稚園

保健所・保健センター

子育ての支援センター

民生・児童委員

民間の相談機関

地域の住民

児童福祉施設

警察

学校

医療機関